

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成21年5月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都府舞鶴市倉梯町20番地12

有限会社 鋼和

代表取締役 堀川 武

2 変更事項（営業所の変更）

京都府南丹市日吉町胡麻ミロク84番地37から京都府舞鶴市倉梯町20番地12に変更

（上下水道局下水道部管理課）